

子供家庭総合センターの概要

建物概要

- 建設地 新宿区北新宿四丁目6番1（旧新宿看護専門学校跡地）
- 構造・階数 SRC造（一部S造）地上7階・地下1階
- 開設時期 平成24年度中

主な機能

【相談機関】

- 児童相談センター（福祉保健局）
 - ～ 虐待や養育など子供に関するあらゆる相談
- 教育相談センター（教育庁）
 - ～ 学校や家庭における教育についての相談、高校進級・進路・入学相談等
- 新宿少年センター（警視庁）
 - ～ 少年の非行や犯罪被害についての相談、少年補導等

【一時保護所】

- 緊急に子供の保護が必要な場合に一時的に子供を保護する施設

【親子のサポートステーション】（児童相談センター治療指導課）

- 虐待を受けた子供やその保護者等への心のケアを行い、家族再統合のために早期・集中的な支援等を実施

【地域の児童育成環境づくりの総合的支援】（旧児童会館の機能の一部）

- 児童会館がこれまで蓄積してきたノウハウを活かし、遊びに関する情報提供や出前講座の開催、指導員の人材育成等に重点化を図り、区市町村の児童館を支援

子供家庭総合センターとは…

- 児童虐待、不登校、非行等の問題を抱える子供と家庭を総合的・一体的に支援する拠点
- 都が持つ福祉保健・教育・警察の3つの子供に関する相談機関を1ヶ所に集約

教育相談センター
【教 育】

児童相談センター
【福 祉 保 健】

少年センター
【警 察】

連携

総合相談体制の構築

【電話相談】

- 3機関（福祉保健、教育、警察）の相談員からなる総合電話相談室を設け、子供と家庭に関する様々な相談を受け止め、3機関が連携して対応

【来所相談】

- 総合相談受付を設置し、予約なく来所した相談者も適切な相談機関へつなぐ体制
- 虐待・不登校・非行等が複雑に絡み合った困難事例を3機関の専門性を活かして支援

蓄積したノウハウや連携事例を地域児相や関係機関に提供し地域における相談対応力を強化